

お取引を行う目的・職業及び事業内容などをご確認させていただきます。

改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、本人確認（お客様の氏名、住所、生年月日等）に加え、「取引を行う目的」「職業又は事業内容など」「法人の実質支配者（議決権25%超を保有される株主様）の有無」などの確認をさせていただきます。

ご理解のうえ、ご協力お願い申し上げます。

お取引時確認が必要となる主な取引

1. 口座開設、貸金庫、保護預かりなどの取引を始める時
2. 200万円を超える現金取引
3. 10万円を超える現金振込（外国送金も含む）
4. 融資取引など

これ以外のお取引でも、お取引時確認をさせていただくことがありますので
ご理解のうえ、ご協力お願い申し上げます。

お客様への確認事項及びご持参いただくもの

	確認事項	ご持参いただくもの（原本をご持参ください）
個人のお客様	氏名・住所・生年月日	・運転免許証 ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの） ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・住民基本台帳カード（写真付き） ・旅券（パスポート） ・在留カード など 代理人による取引の場合は、ご本人の確認と合わせて代理人の本人確認書類・ご本人との関係などをご確認させていただきます。
	職業	窓口にて確認させていただきます。
	取引を行う目的	
法人のお客様	名称 本店や主たる事務所の所在地	・登記事項証明書 ・印鑑証明書 など
	事業内容	・登記事項証明書 ・定款 など
	ご来店者の氏名・住所・ 生年月日など	上記の「個人のお客様」に記載されている確認事項に加え社員証などにより、法人のお客様のためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
	取引を行う目的 法人の実質支配者（議決権25%超を保有される株主様）の有無 氏名・住所・生年月日	窓口にて確認させていただきます。

本人確認書に記載されている名前や住所が、現在のものと異なる場合、お取引ができないことがございます。ご注意ください。

事業内容等の確認のため、同法で定められた書類（上記）以外の書類のご提示をお願いすることがあります。

本人確認書類については、有効期限の定めのあるものについては有効期限内のもの、有効期限の定めのないものについては提示もしくは送付を受けた日の前6ヶ月以内に作成・発行されたものに限りま